

指宿広域市町村圏組合入札及び契約運営委員会規程

(平成25年指宿広域市町村圏組合訓令第2号)

改正 平成27年指宿広域市町村圏組合訓令第2号

平成29年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

(設置)

第1条 組合が発注する建設工事、測量、設計その他の委託事業並びに物品の購入、売却、修繕及び賃借（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約の適正な執行に資するため、指宿広域市町村圏組合入札及び契約運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 競争入札参加資格登録の審査に関すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による一般競争入札の入札参加条件を審議すること。
- (3) 指名競争入札に参加する者の資格に関し審議すること。
- (4) 指名競争入札に参加する者の選考に関し審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約全般に関し審議すること。

2 前項各号に掲げるほか、予定価格が指宿広域市町村圏組合契約規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第25号）第2条の規定により準用する指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）第31条各号に定める額を超える額で随意契約を締結する場合において、必要があると認められる事案に関し審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副管理者（指宿広域市町村圏組合規約（平成17年指令地第902号許可）第10条第3項に規定する副管理者のうち、管理者が指名する指宿市副市長の職にある者をいう。）をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員は、次に掲げる職にあるものをもってこれに充てる。

- (1) 指宿市の生活衛生を担当する部長

- (2) 指宿市の生活衛生を担当する課長
- (3) 事務局長
- (4) 庶務係長
- (5) 財務係長
- (6) 企画係長
- (7) 前条に規定する事務又は事案のうち、委員長が必要と認めるものを審議する場合においては、南九州市の生活衛生を担当する課長
- (8) 委員長が指名する職員
 - (職務)

第4条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会の会議を開く暇がないとき、又はやむを得ない理由があるときは、議事について持ち回りにより審議し、決定することができる。

(関係者の意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年9月20日から施行する。

(指宿広域市町村圏組合建設工事等指名委員会規程の廃止)

2 指宿広域市町村圏組合建設工事等指名委員会規程（平成14年指宿広域市町村圏組合訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成27年4月1日指宿広域市町村圏組合訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。